

上市町保育所等入所利用調整に関する基準

平成31年4月1日施行

令和2年11月1日改正

1 趣旨

保育所等の入所について、施設の受入れ可能数を超える申込みがあった場合における利用調整基準について定めるものとする。

2 優先順位について

- (1) 別表の表1基本指標と別表の表2調整指標の合計点で保護者等及び世帯の状況について採点し、点数の高い児童の入所を優先する。
なお、別表の表1基本指標は、保護者等のうち点数の低い者の指数をもって採点する。
- (2) (1)の結果が同点となる場合は、別表の表2調整指標の合計点の高い児童の入所を優先する。
- (3) (2)の結果においても同点となる場合は、別表の表3優先順位の番号の順に優先順位を判定する。
- (4) (1)から(3)までの利用調整の結果、第1希望から外れた場合は、第2希望、第3希望の順に(1)から(3)までの利用調整を行う。
- (5) 町外に居住する児童の利用については、町内に居住する児童の利用調整後、希望施設において受入れが可能な場合のみ利用できるものとする。

(別表)利用調整基準表

表1 基本指標

番号	種別	保護者等(父母。父母ともに不在の場合は、児童の保護者)の状況	指数	
1	就労 (自営を含む。)	居宅外	月120時間以上の就労状況	10
			月80時間以上月120時間未満の就労状況	9
			月60時間以上月80時間未満の就労状況	8
			月48時間以上月60時間未満の就労状況	7
		居宅内	月120時間以上の就労状況	9
			月80時間以上月120時間未満の就労状況	8
			月60時間以上月80時間未満の就労状況	7
			月48時間以上月60時間未満の就労状況	6
2	妊娠・出産	産前6週及び産後8週の産休期間(母子手帳必要)、妊娠による療養が必要であり、保育が困難な場合(診断書必要)	10	
3	入院	概ね1か月以上の入院が必要な場合(診断書必要)	10	
		概ね1か月未満の入院が必要な場合(診断書必要)	8	
		居宅療養及び通院	概ね1か月以上の自宅での安静加療が必要であり、保育が困難な場合(診断書必要)	10
			定期的な通院(週3日以上)が必要であり、保育が困難な場合(診断書必要)	6
	障害	上記以外で保育が困難な場合(診断書必要)	4	
		障害	①身体障害者手帳1、2級、精神障害者保健福祉手帳1、2級又は療育手帳(A、B)の交付を受けていて、保育が困難な場合	10
			②身体障害者手帳3級又は精神障害者福祉手帳3級の交付を受けていて、保育が困難な場合	8
			③身体障害者手帳4級の交付を受けていて、保育が困難な場合	6
上記以外で保育が困難な場合	4			
4	親族の介護・看護	入院	入所希望児童以外の家族等が概ね1か月以上の入院により付き添いが必要な場合(診断書等必要)	10
		入院	入所希望児童以外の家族等が概ね1か月未満の入院により付き添いが必要な場合(診断書等必要)	6
	介護	介護	入所希望児童以外の家族等の長期居宅療養等で常時介護が必要な場合(要介護の認定(障害①、②を含む。)等必要)※別途スケジュール表必要	10
		介護	入所希望児童以外の家族等の長期居宅療養等で介助が必要な場合(高齢(障害③を含む。)など支援が必要)※別途スケジュール表必要	6
5	災害復旧	災害による家屋の損傷等、その復旧のため	10	
6	求職活動 (起業準備を含む。)	求職活動をしている場合(ひとり親家庭で就労の必要性が高い場合)	8	
		上記以外で求職活動をしている場合	2	
7	就学	学校、専修学校又は職業訓練等に通学している場合 ※別途スケジュール表必要	番号1を準用	
8	虐待・DV	関係機関からの支援要請や相談証明があり、入所が特に必要と認められる場合	10	
9	その他	育児休業中に施設の基準による卒所のため転所する場合	8	

表2 調整指標

番号	種別	世帯の状況	指数
1	保育士等	保護者等が保育士、保育教諭又は看護師で、特定教育・保育施設に就労(就労予定)の場合	4
2	ひとり親世帯	ひとり親世帯の場合	2
3	生活保護世帯	生活保護世帯の場合	2
4	支援を要する児童	障害児等支援を要する児童の場合(診断書等必要)	3
5	育児休業の延長	育児休業延長を申し立てている場合	4
6	同時入所	入所希望児童の兄弟が既に入所している施設を希望する場合 (複数の兄弟が入所している場合は、2点を加点する。)	4(+2)
7	休日保育	休日保育を行う施設を希望する場合(就労証明書等により休日保育の必要性が確認できる場合に限る。)	2
8	延長保育	18時以降の延長保育を行う施設を希望する場合(就労証明書等により18時以降の延長保育の必要性が確認できる場合に限る。)	2
9	校区内	入所希望児童の現住所の小学校区にある施設を希望する場合	2
10	特定の施設からの転所	施設の基準による認可保育施設からの卒所、認可保育施設等の閉鎖、保育事業中止等により他の保育施設等への入所を希望する場合	10

表3 優先順位指標

番号	優先順位の内容
1	表1基本指標において保護者等のうち点数の高い者の指数をもって採点し、点数の高い者を優先する。
2	未就学児童の児童数が多い世帯を優先する。
3	保育料基準額表の階層が低い世帯を優先する。